

令和6・7年度 河川愛護モニター応募要項

国土交通省 利根川上流河川事務所

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施しております。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をさらに深めることを目的として、令和6・7年度の河川愛護モニターを以下のとおり公募いたします。

1. 活動内容

河川愛護モニターは、日常生活の範囲内で知り得た河川の情報を河川管理者に連絡することを主な任務とするものです。定期的に河川を巡視し、あるいはゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意、指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は、次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（月1回の定期と随時）することが主です。

- ① 近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を把握した場合
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を確認した場合
- ③ ゴミ等の不法投棄、河川の流水や施設等に関する異常を発見した場合
- ④ 河川の利用状況で河川管理者に情報提供が必要と認められた場合
- ⑤ その他特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合

また、上記に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発に努めてください。

2. 活動範囲

主に利根川と渡良瀬川（遊水地を含む）周辺を次の13区間に分け、その内の1区間を担当していただきます。（別図参照）

番号	区 間 （ 担当出張所：関係市町村 ）
1	利根川左岸：群馬県伊勢崎市柴町地先 ～ 群馬県太田市古戸町地先 （キ口杭186.5k） （大泉町との行政境） （八斗島出張所管内：伊勢崎市、太田市）

2	利根川右岸：群馬県玉村町小泉地先 ～ 埼玉県熊谷市俵瀬地先 (キ口杭186.5k) (行田市との行政境) (八斗島出張所管内：玉村町、上里町、本庄市、深谷市、熊谷市)
3	利根川左岸：群馬県大泉町仙石地先 ～ 群馬県板倉町大高島地先 (太田市との行政境) (埼玉県との行政境) (川俣出張所管内：大泉町、千代田町、明和町、板倉町)
4	利根川右岸：埼玉県行田市酒巻地先 ～ 埼玉県羽生市常木地先 (熊谷市との行政境) (加須市との行政境) (川俣出張所管内：行田市、羽生市)
5	利根川左岸：埼玉県加須市飯積地先 ～ 渡良瀬川右岸：埼玉県加須市向古 (群馬県との行政境) 河地先 (キ口杭4.0k) (大利根出張所管内：加須市)
6	利根川右岸：埼玉県加須市大越地先 ～ 茨城県五霞町山王地先 (羽生市との行政境) (江戸川との分派点) (大利根出張所管内：加須市、久喜市、五霞町)
7	渡良瀬川右岸：埼玉県加須市向古河地 ～ 栃木県栃木市藤岡町藤岡地先 先 (キ口杭4.0k) (キ口杭13.5k) 渡良瀬第1調節池周辺 (渡良瀬遊水池出張所管内：加須市、板倉町、栃木市)
8	渡良瀬川左岸：栃木県小山市下生井 ～ 栃木県栃木市藤岡藤岡地先 地先 (キ口杭9.5k) (キ口杭13.5k) 渡良瀬第2調節池・渡良瀬第3調節池周辺 (渡良瀬遊水池出張所管内：板倉町、栃木市、小山市、野木町)
9	思川右岸：栃木県野木町友沼 ～ 利根川左岸：茨城県境町桐ヶ作地先 地先 (キ口杭0.5k) (坂東市との行政境) (古河出張所管内：野木町、小山市、古河市、境町)
10	利根川左岸：茨城県坂東市古布内地先 ～ 鬼怒川右岸：茨城県守谷市板戸 (境町との行政境) 井地先 (滝下橋下流端) (目吹出張所管内：坂東市、常総市、守谷市)
11	利根川右岸：千葉県野田市関宿三軒家 ～ 千葉県野田市瀬戸地先 地先 (江戸川との分派点) (利根運河との合流点) (目吹出張所管内：野田市)
12	鬼怒川左岸：茨城県守谷市板戸井地先 ～ 茨城県取手市取手地先 (滝下橋下流端) (キ口杭86.0k) (守谷出張所管内：守谷市、取手市)

13	利根川右岸：千葉県柏市船戸地先 ～ 千葉県我孫子市青山地先 （利根運河との合流点） （キ口杭85.5k） （守谷出張所管内：柏市、我孫子市）
----	--

- ※ 実際に活動していただく範囲は、各区間の全てではなく、各区間のうち日常生活の中で活動できる範囲とします。
- ※ 左岸（右岸）とは、下流に向かい、左側が「左岸」、右側が「右岸」です。

3. 応募資格

上記2. の範囲で利根川等に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1. の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上（令和6年7月1日時点）の方で、活動範囲に近接して居住している方（利根川等よりおおむね5km以内）

4. 委嘱方法と任期

河川愛護モニターは、国土交通省関東地方整備局長が委嘱し、身分証明書を発行します。

任期は令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間です。

ただし、下記の場合は、任期内においても委嘱を解除することがあります。

- ① 連絡がとれなくなった場合（月1回の定期報告がなされない場合を含む。）
- ② 応募資格を満たさなくなった場合（川に接する機会がない、河川愛護に関心がない、活動内容を実行できない など）
- ③ その他、河川管理者が委嘱を解除する必要があると認めた場合。

5. 募集人員

各区間で1名程度とし計13名程度

6. 手当

実費程度

7. 選考方法

- ① 選考は、利根川上流河川事務所（河川愛護モニター選考委員会）で実施します。
- ② 所要の人数以上に有資格者の応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参画している方や新規応募者を優先とし、河川に接する機会・年齢・地域構成等を総合的に勘案して選考いたします。
- ③ 所要の応募がない場合等は、必要に応じて関東地方整備局長が選任いたします。
- ④ 選考結果は、郵便にて応募者全員に通知いたします。

8. 応募方法

- ① 「河川愛護モニター応募用紙」に下記必要事項を記入のうえ、**令和6年5月7日（火）まで（必着）**に応募先へ持参、郵送、FAXにより提出してください。
応募用紙は1人1枚でお願いします。
- ② 応募用紙に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として別紙に記載していただいても結構ですが、必要事項は必ず記入してください。
- ③ 6月下旬頃に選考結果を応募者に通知します。
- ④ 応募用紙等に記載された個人情報への転用はいたしません。
なお、いただいた応募用紙は、原則お返しできませんのであらかじめご了承ください。
- ⑤ 応募用紙は日本語で記載してください。

（必要事項）

- ・氏名（フリガナ）、性別
- ・生年月日（年齢）
- ・住所、電話番号
- ・職業
- ・河川愛護モニターの経験の有無
- ・居住地から河川までの距離
- ・所属団体名、役職等
- ・自治会等地域の活動参加状況
- ・河川に接する機会
- ・活動範囲の希望
- ・利根川等の感想、意見など
- ・応募理由

※ モニターに選考された方には、各出張所において、委嘱状の交付等を予定（6月下旬から7月上旬頃）しています。

9. 応募先

○区間1・区間2（八斗島出張所管内）

国土交通省利根川上流河川事務所 八斗島出張所 河川愛護モニター担当
住所 〒372-0827 群馬県伊勢崎市八斗島乙913
☎ 0270-32-0168
FAX 0270-32-0536

○区間3・区間4（川俣出張所管内）

国土交通省利根川上流河川事務所 川俣出張所 河川愛護モニター担当
住所 〒348-0051 埼玉県羽生市本川俣840
☎ 048-563-1992
FAX 048-563-1993

○区間5・区間6（大利根出張所管内）

国土交通省利根川上流河川事務所 大利根出張所 河川愛護モニター担当
住所 〒349-1153 埼玉県加須市新川通700-6
☎ 0480-72-8360
FAX 0480-72-8363

○区間7・区間8（渡良瀬遊水池出張所管内）

国土交通省利根川上流河川事務所 渡良瀬遊水池出張所 河川愛護モニター担当
住所 〒349-1203 埼玉県加須市柏戸字宮345
☎ 0280-62-2420
FAX 0280-62-3154

○区間9（古河出張所管内）

国土交通省利根川上流河川事務所 古河出張所 河川愛護モニター担当
住所 〒306-0036 茨城県古河市桜町4-8
☎ 0280-22-0487
FAX 0280-22-1287

○区間10・11（目吹出張所管内）

国土交通省利根川上流河川事務所 目吹出張所 河川愛護モニター担当
住所 〒278-0001 千葉県野田市目吹1482
☎ 04-7122-3014
FAX 04-7124-1901

○区間12・13（守谷出張所管内）

国土交通省利根川上流河川事務所 守谷出張所 河川愛護モニター担当
住所 〒302-0116 茨城県守谷市大柏355-7
☎ 0297-48-2441
FAX 0297-48-1969

10. 問合せ先

河川愛護モニター制度に関する問合せ先は次のとおりです。

国土交通省利根川上流河川事務所 占用調整課 河川愛護モニター担当
住所 〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1
☎ 0480-52-3960
FAX 0480-52-7883

※ 河川愛護モニター制度に関する問合せのほか、応募も受け付けます。

別 添

河川愛護モニター心得

- 一、河川の状況に関する日常知り得た情報を河川管理者に提供して下さい。
- 一、河川の状況に関する地域の方々の要望等を河川管理者に提供して下さい。
- 一、より良い河川環境の創出のため、河川管理者とともに河川愛護の普及啓発に努めて下さい。
- 一、違法行為を発見した場合は、直接警告等はせずに河川管理者に連絡して下さい。